

新型コロナに起因する 米国訴訟の分析と日本企業の対応策

Foley & Lardner LLP, パートナー弁護士（日本国および米国NY州）。米国の主要ローファームにおいて18年以上パートナーを務める。特に多くの日本企業の複雑な米国訴訟、米国M&A案件等を主導。米国訴訟のディスカバリ手続に通暁し、『米国ディスカバリの法と実務』（共著、発明推進協会、2013）を主筆。その他著書・論考多数。

Foley & Lardner LLP, パートナー弁護士（米国ワシントンDC）。証券取引法違反、反トラスト法違反、腐敗防止法違反等の調査案件、訴訟案件に多くの経験と実績を有する。日本語が堪能であり、とりわけ日本企業を代理した案件に豊富な経験を有する。

土井悦生
Doi Etsuo

エイドリアン・
ジェンセン
Adrian L. Jensen

米国における新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）に起因する訴訟は、2020年12月3日時点で6,495件と報告されている。米国で事業を行う日本企業、とりわけ米国に子会社・事業所等を有する日本企業にとって、新型コロナに起因する訴訟リスクへの対応は看過できない課題である。また、コロナ禍で米国訴訟に関与する日本企業は、日本に居住する従業員のデポジション等で以前とは異なる特別な対応が必要となる。

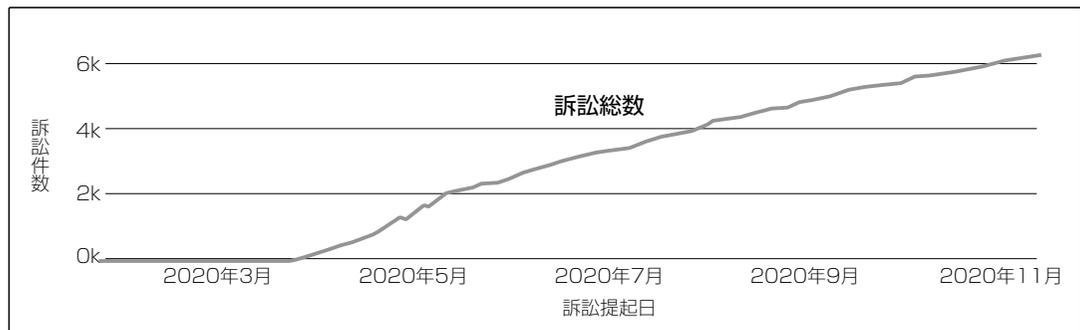
本稿では、まず米国における新型コロナに起因する訴訟の現状を紹介し、訴訟において特に問題となる防御方法について解説する。次に、コロナ禍での米国訴訟全般（新型コロナに起因しない訴訟を含む）の対応につき、特にデポジションを中心にディスカバリの問題点を解説し、日本企業の対応策を検討する。

I 新型コロナに起因する 米国訴訟の現状分析

1 新型コロナ訴訟の訴訟件数の概要

「新型コロナに起因する米国訴訟」に何をどこまで含めるべきかは明確ではないが、概要を理解するという意味では、Covid-19 Complaint Tracker¹（以下「CCT」という）が参考になる。

【図表1】訴訟提起日を基準とした累計訴訟件数の推移



（出典）Covid-19 Complaint Trackerより。筆者和訳。

CCTでは、2020年1月30日以降の新型コロナに起因する米国での訴訟（以下「新型コロナ訴訟」という）の統計情報が紹介されている。

CCTによれば、本稿脱稿時点の2020年12月3日において、新型コロナ訴訟は6,495件提起されている。訴訟総数は4月ごろより増加し始め、4月17日に1,000件を超え、以後毎月1,000件超のペースで増加を続けている（【図表1】参照）。

6,495件を訴訟分野ごとに分析すると、次の分

¹ Hunton Andrews Kurth (<https://www.huntonak.com/en/covid-19-tracker.html>)。)

野で100件以上の訴訟が提起されている。

【図表2】 訴訟分野の内訳

保険金関連訴訟	1,372件
人権 (Civil Rights) 関連訴訟	1,184件
労務関連訴訟	1,032件
人身保護請求関連訴訟	686件
不動産関連訴訟	504件
契約関連訴訟	488件
消費者訴訟	374件
教育関連訴訟	313件
医療・健康関連訴訟	158件
金融関連訴訟	111件

これらの訴訟は、米国のさまざまな州で係属している。訴訟件数が特に多い州 (200件以上) としては、ニューヨーク州 (1,177件)、カリフォルニア州 (929件)、フロリダ州 (486件)、テキサス州 (480件)、ニュージャージー州 (325件)、イリノイ州 (307件)、ペンシルバニア州 (293件)、オハイオ州 (239件) があげられる。これらの州は米国において人口が1,000万人を超える州と整合しており、訴訟件数と人口は一応の相関関係にあるといえる。ただし、ニューヨーク州の訴訟件数は、人口比を大幅に上回っている。訴訟件数は、当該地域における経済活動の規模と新型コロナの被害の深刻さとの組合せと合理的相関関係があるように見受けられる。

米国は連邦国家であり、連邦裁判所と州裁判所という2つの独立した司法手続が併存しており、それぞれに専属管轄がある。契約関連訴訟、労働訴訟、不法行為訴訟等多くの訴訟類型は、一般に州法の適用領域であり、州裁判所の管轄となる。他方、破産事件、特許訴訟等は、一般に連邦法の適用領域であり、連邦裁判所の管轄となる。

2 類型ごとの訴訟分析

(1) 保険金関連訴訟

保険金関連訴訟は新型コロナ訴訟全体の2割以上を占める。これらは主として新型コロナにより何らかの損害を被った被保険者が保険適用を主張して提起された訴訟と考えられる。

(2) 人権 (Civil Rights) 関連訴訟

人権 (Civil Rights) 関連訴訟にはさまざまなものがあるが、3割以上 (426件) は、営業停止命令、在宅命令、集会禁止命令等の行政命令により損害を被った者が、行政主体に対して提起した損害賠償訴訟と考えられる。反対に、政府の出した禁止命令に従わない者への私人による執行申立て等の救済申し立ても221件ある。

(3) 労務関連訴訟

労務関連訴訟1,032件のうち、618件を占めるのが不当解雇、違法解雇を理由とする訴訟である。次に、従業員が業務を通じて新型コロナに感染したこと、十分な個人防護器具なしで労務に従事させたこと、労務を通じて新型コロナに感染し死亡または人的障害を被ったことを理由とする損害賠償訴訟が、116件を占めている。また、日本の労働基準法に相当するFLSA (Fair Labor Standards Act) 違反等を原因とする賃金不払訴訟が93件ある。

(4) 人身保護請求関連訴訟

Habeas Petitionまたはこれに類する請願訴訟も多く提起されている。Habeas Petitionとは、合衆国憲法に基づく人身保護請求 (請願) を意味する。収監者が、健康上の問題により新型コロナに感染した際の生命へのリスクが大きい場合等に、保護観察等を伴う形で本来の刑期より早い段階での出所を刑事司法当局に申し立てる。これが認められなかった場合に、人身保護請求として出獄を請願する場合等がこれに該当する。刑が確定した収監中の受刑者に関し請願する場

合のみならず、裁判手続が係属中で勾留中の被疑者に関し請願する場合もある。また、コロナ禍で裁判所が閉鎖されたり訴訟手続が遅延した場合に、勾留期間が不当に延長されることに對する人身保護請求として請願される場合もある。

(5) 不動産関連訴訟

不動産関連訴訟では、賃料支払義務、賃貸借契約解除、立ち退きといった所有者・賃貸人側と賃借人側の紛争案件が全体の約4分の3の369件を占めている。

(6) 契約関連訴訟

契約関連訴訟では、払戻義務不履行訴訟が全体の5分の3以上の209件を占めている。払戻義務不履行訴訟にはさまざまな場合があり得るが、本統計においては、いったん支払った金銭に対し相手方が新型コロナを理由として対価たる履行義務を尽くさない場合に、金銭の返還や払戻しを求めて提起した訴訟を指していると考えられる。また、不可抗力を理由とする契約上の義務不履行関連訴訟が70件以上ある。供給契約解除関連訴訟も26件を数える。

(7) 消費者訴訟

キャンセルに伴う返金やイベントの延期に伴う訴訟が約半数の181件を占めている。そのなかには、航空運賃やイベントチケット代金の返金訴訟が含まれる。また、日本でいうところの不正競争行為に類似する、虚偽広告や統一詐欺取引防止法 (Uniform Deceptive Trade Practices Act) 違反を理由とする訴訟が6分の1近く (65件) を占める。統計上どのような種類の訴訟がこのカテゴリーに含まれているかは必ずしも明確ではないが、次の3つの場合を含んでいると考えられる。

- ・新型コロナ対策として有効である、有効な新型コロナ対策を講じているなどと虚偽の広告がなされている場合に提起される訴訟。
- ・便乗値上げ、価格吊り上げに對し、これらを阻止するために法執行機関が提起する訴訟 (たとえば、マスクや消毒液を不当に高額で販売する行為)。
- ・新型コロナ対応医療機器等の不足に着目し、正規品を購入し不当に高額で転売する事業者に對し、正規品の製造業者が提起する高額転売差止訴訟 (たとえば3Mは、新型コロナ対応に必要な3Mブランドの医療機器を高額で転売している業者に對し連邦地方裁判所に差止訴訟を提起した)。

営業停止期間の会費の払戻し等に関連する訴訟も1割近く (35件) を占めている。

(8) 教育関連訴訟

教育関連訴訟の8割以上は新型コロナの影響で従来と同様の教育サービスの提供を受けられないこと等を理由とする教育関連で支払った費用の払戻請求訴訟である。

(9) 医療・健康関連訴訟

医療過誤による死亡を理由とする訴訟が約3分の2 (105件) を占めている。

(10) 金融関連訴訟

政府中小企業局 (SBA) のローン手続に関連する訴訟が21件ある。残りの訴訟は多岐にわたる。

II コロナ禍における訴訟手続と裁判官の訴訟指揮へ及ぼす影響

米国連邦最高裁判所は、2020年3月に、すべての口頭弁論を無期限停止した。そのうえで、同年5月より、電話会議方式での口頭弁論を開始すると告示した。過去にスペイン風邪流行の際、連邦

² The Impact of COVID-19 on U.S. Litigation (Flore Mahieu and Olivier Attias of August Debouzy) (<https://www.mondaq.com/france/operational-impacts-and-strategy/938378/the-impact-of-covid-19-on-us-litigation>).

最高裁判所は口頭弁論を無期限延期したが、電話会議形式での口頭弁論は歴史上初めてである²。

連邦控訴審裁判所では、首席行政官（Chief of the Administrative Officer）により、4月時点で、従業員は可能な限りテレワークにすること、10人以上が参加することが想定される裁判所の手続を延期すること、対面手続は絶対的に必要な場合にのみ行い、その他の場合にはビデオ会議や電話会議を利用すること、陪審手続は例外的に避けられない場合に限定すること、手続に参加できる家族の人数を制限すること等の対応が強く推奨された³。

州裁判所の対応はそれぞれの州裁判所の判断や個々の裁判官の裁量に任せられている。ニューヨーク州裁判所では、4月時点ですでに開始されている陪審裁判は行いが、新たな陪審裁判は行わないことが推奨された⁴。ニューヨーク州裁判所では、3月22日付行政命令において、ただちにすべての本質的に重要でない手続は停止し、消滅時効や公訴時効は延長する等の非常措置が首席行政裁判官より命じられた⁵。ニューヨーク州クオモ知事は、3月20日、民事における消滅時効の延長命令を発令した⁶。一般的な傾向として、多くの訴訟手続が通常のスケジュールより遅延している。

ディスカバリ手続は、一般に当事者の合意と裁判所／裁判官の許可により内容が決定されるため、コロナ禍での対応も多岐にわたる。飛行機での移動等が困難であるため、デポジションをウェブ会議で行う事例が多くなっている⁷。デポジションとは、米国訴訟手続で認められるディスカバリという広範な証拠収集手続の一環として、相手方や第三者の記憶や認識内容を口頭尋問形式で聞

きだし書面化する手続である。デポジションを非対面でウェブ会議形式で行う場合、特に問題となるのがデポジションが宣誓のうえ偽証罪の適用を前提に行われることである。コロナ禍の実情に即して、この点に関しても各州では柔軟な対応をしており、ウェブ会議形式のデポジションを奨励している裁判所も多い。たとえばニューヨーク州では、クオモ知事が2020年3月7日に非対面での公証行為（デポジションにおける宣誓を含む）を許容する追加的行政命令を発令した⁸（日本企業従業員等日本に居住するデポジション対象者の対応に関しては後述Ⅳ2参照）。

Ⅲ 新型コロナ訴訟で 特に争点となり得る防御方法

新型コロナに起因して債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟や履行請求訴訟が提起された場合、相手方は新型コロナに起因する不履行につき不可抗力、契約目的の達成不能、履行の実行困難性等を抗弁として主張することが考えられる。これらの防御方法のなかには日本法上は存在しない法理がある。また、たとえば不可抗力など日本法上も存在する法理であっても、その運用や解釈は日本の法実務とは異なり、また法域により多様である。これらの抗弁は契約法理の範疇であり、原則として連邦裁判所ではなく各州裁判所の管轄であり、判例の集積によるコモンローに従って解釈適用される。したがって、これらの抗弁の解釈適用は各州ごとに検討する必要がある。以下ではこれらの抗弁の概要や一般的な傾向につき説明するととどまる。

³ 前掲注2参照。

⁴ 前掲注2参照。

⁵ <http://www.nycourts.gov/whatsnew/pdf/AO-78-20.pdf>

⁶ <https://www.shearman.com/perspectives/2020/09/updated-new-york-order-maintains-tolling>

⁷ Sullivan and Worcester client alert (2020年6月24日) (<https://www.sullivanlaw.com/news-Remote-But-In-Control-Virtual-Depositions-are-the-New-Normal.html>).

⁸ 前掲注7参照。

1 不可抗力 (Force Majeure)

コモンローに従う米国では、不可抗力の抗弁は、制定法ではなく判例法で認められる。何が不可抗力を構成するかは、一般に契約において当事者が合意し定義した内容に従う。不可抗力の抗弁は、制限的・限定的に解釈適用されることが多い。ニューヨーク州では、契約書に不可抗力の抗弁の具体的事象の記載がある場合に限り、当該事象につき不可抗力の抗弁を認めるとする判例がある⁹。新型コロナ発生以前に締結された契約においては、不可抗力の抗弁につき明記していても新型コロナの事象を具体的に記載していることは考えられない。また、同判決は、不可抗力条項に包括条項 (catch-all provision) が規定されている場合でも、明記されている不可抗力事象と同種の事象 (same general kind or class) でない限り、同抗弁は認められないと判示した。たとえば不可抗力条項に「感染症のパンデミック」が記載されている場合には、記載態様により同抗弁が新型コロナに対して認められる可能性があると考えられる。不可抗力の抗弁の契約上の定義次第ではあるが、一般に履行が不可能であり、かつ不履行に過失がないことが要件とされる。この点も同抗弁が認められるか否かに関して争点となり得る。

2 契約目的の達成不能 (Frustration of Purpose)

契約目的の達成不能の抗弁は、不可抗力の抗弁とは異なり、契約上明記されていない場合にも認められる可能性が高い。たとえば東京オリンピックの期間中、競技場近くのホテルを高額で借り前払金を払ったが、オリンピックが新型コロナのために中止になった場合、部屋を賃貸することは可能だが部屋を借りる目的が無意味

になったと言える。この場合に残金支払義務が発生するかの判断につき、契約目的の達成不能の抗弁が認められるかが問題となる¹⁰。同抗弁が認められるか否かも法域ごとに異なり得るが、一般にはかなり限定的である。たとえばニューヨーク州法では、状況の変化により一方当事者の義務履行行為が相手方にとって実質的に無価値になり、契約締結の目的が達成不能になったことが必要であるとする判例がある¹¹。

3 履行不能／履行の実行困難性 (Impossibility/ Impracticability)

履行不能／履行の実行困難性の抗弁とは、一般に、ある事象が生じないことが契約締結の基本的前提となっている場合で、契約締結後にそれが生じたことにより一方当事者の履行が過失によらずに実行困難または履行不能となった場合に、当該当事者の履行義務が消滅とする抗弁を意味する。不可抗力の抗弁や契約目的達成不能の抗弁が認められない場合でも、履行の実行困難性の抗弁を主張できる余地がある。ニューヨーク州法では、契約の対象物が損壊されたり履行手段が履行を客観的に不可能にする場合には、履行義務が免責されるとする。一般に同抗弁が認められるのは予見不可能な事象の発生により、かかる事態が生じた場合に限られる。たとえばエアクラフトローンの返済義務の履行に関し、9.11事件を理由に実行困難性の抗弁を主張した被告に対し、航空業界は甚大な経済的不利益を被ったとしても、ローン対象の当該飛行機自体は存在している以上、同抗弁は認められないとした判例がある¹²。

⁹ Kel Kim Corp. 対 Central Markets, Inc. (ニューヨーク州控訴裁判所, 1987)。

¹⁰ 契約目的の達成不能の法理には、Krell対Henry判決という著名なイギリスの判例がある。これはエドワード7世の戴冠式に伴うパレードを観るためにアパートを借りて一部賃料を前払いしたが国王が盲腸になり式典が延期されてしまった。イギリス控訴院は残金支払請求を契約目的の達成不能を理由に否定した。

¹¹ PPF Safeguard, LLC 対 BCR Safeguard Holding, LLC (ニューヨーク州控訴裁判所, 2011)。

¹² U.S. Bancorp Equip. Fin., Inc. 対 Ameriquest Holdings LLC (ミネソタ地方裁判所, 2004)。

4 米国統一商法典 (U.C.C : Uniform Commercial Code) に基づく商業的実行不可能性 (Commercial Impracticability)

州によっては、前記3記載の履行不能／履行の実行困難性の厳格な要件を適用せず、米国統一商法典2-615(a)条および国際物品売買契約に関する国際連合条約79条に基づき、商業的実行不可能性で足りるとしている。商業的実行不可能性の基準は必ずしも明確ではないが、一般に極端かつ非合理的な困難、支出、損害または損失が生じた場合等に認められる可能性がある。

5 M&A契約におけるMAC条項

M&A契約では、通常MAC条項またはMAE条項と呼ばれる条項が含まれている。MAC条項にはさまざまな用いられ方があるが、一般に対象会社に重大な悪影響を及ぼす事由 (Material Adverse Effect (「MAE」) / Material Adverse Change (「MAC」)) が無いことを表明保証したり、クローゼング条件とするといった形で用いられることが多い。新型コロナがMACに該当するかは、契約の性質や状況、MAC条項の定義の仕方等によるため、一概には言えない。MAC条項の解釈適用が争われる場合、米国裁判所の多くはMAC条項の適用には慎重であり厳格であるといえる。新型コロナが争点となる場合は、新型コロナの対象会社に及ぼす悪影響の重大性等が争われると考えられる。MAC条項における悪影響の重大性は、当該産業や業界に対する一般的な悪影響の重大性ではなく、当該会社に対する悪影響の重大性として厳格に解釈される可能性が高い。

IV 日本企業の対応策

1 新型コロナ訴訟に対する日本企業の対応策

新型コロナ訴訟に関し、前記Iの統計で示される訴訟頻度の高い類型に関しては、訴訟リスクを念頭に置いて慎重にリスク管理を行うこと

が望ましい。また、米国法が準拠法と指定される契約および米国のいずれかの州や仲裁裁判所が法廷地と指定される契約に関し、米国裁判所において契約不履行を理由とする訴訟を提起する場合または提起される場合には、前記IIIの防御方法に注意する必要がある。これらの防御方法の多くは契約書に規定すべきものであるから、訴訟リスクが大きい契約に関してはこれらの防御方法が規定された条項を確認すべきである。これらの条項につき新型コロナに起因する場合の解釈適用が不明確と考えられる場合は、場合によっては相手方と交渉してサイドレター契約を締結すること等によりリスクをコントロールすることを検討する必要がある。また、州により、行政命令で公訴時効 (Statute of limitations) が延期されている点も注意を要する。

2 訴訟一般に対する新型コロナの影響 および日本企業の対応策

新型コロナの米国訴訟への影響は、新型コロナ訴訟に限らず、その他のさまざまな訴訟に及ぶ。コロナ禍において、日本企業が米国訴訟の当事者となる場合、特に問題となるのはデポジションやトライアルなど対面で口頭で行われることが前提とされている手続である。かかる口頭尋問は宣誓のうえ偽証罪の制裁のもとに行われる強力な証拠収集手続である。デポジションに相当する証拠収集制度は日本の民事訴訟手続には存在しない。

従来、日本に居住する従業員等のデポジションは、米国本土で行われる他、相手方の同意や裁判所／裁判官の許可を得て日本国内で行われることがあった。日本国内で行われるデポジションは、領事条約17条に基づき、米国大使館または領事館のデポジションルームで行われてきた。しかし、新型コロナの影響で米国大使館および領事館はデポジションルームの提供を無期限停止している。このようななか、コロナ禍という特殊事情を勘案して、米国大使館または領

事館外の日本国領土でデポジションを行うことが可能となるかが問題となる。領事条約17条は次のように規定する。

【領事条約17条】

- (i) 領事官は、その領事管轄区域内において、次のことを行うことができる。
 (e) 派遣国の法例に従い、かつ、接受国の法例に反しないような方法で、接受国内にあるすべての者に関し、
 (ii) 派遣国の裁判所その他の司法当局のために、その者が自発的に提供する証言を録取すること。

文理上は、領事の立ち合いが条件とは明記されておらず、「領事官は、……できる」とのみ規定している。しかし、米国大使館は日本国領土内でのデポジションには領事の立ち合いが必要であるとの見解を示している。したがって、領事官が立ち合うことがない限り、大使館または領事館外の日本国領土でのデポジションは困難である。

それでは、ウェブ会議の形式でのデポジションは可能だろうか。日本に居住する者に対し、米国大使館および領事館外からウェブ会議形式でデポジションを行うことも、領事条約17条の解釈としては認められない、というのが米国大使館の解釈である。また、安全保障上の理由により、米国大使館や領事館内からウェブ会議形式でデポジションを行うことも許容していない。したがって、米国大使館が何らかの新たなルールを策定してウェブ会議に領事が参加する形でのデポジションを許容しない限り、日本に居住する者に対するウェブ会議形式でのデポジションは困難である¹³。

さらに対応の難しい問題として、実際に米国の裁判所で係属中の訴訟につき、裁判官がこの

ような日本国でのデポジションの制約を尊重せずに、ウェブ会議方式でのデポジションを命じる場合がある。このような実態が確実に起こる可能性は否定できない。かかる場合には、裁判官の訴訟指揮に従い、ウェブ会議方式でのデポジションをせざるを得なくなる可能性がある。当然このような手続に従って下された外国判決が将来日本で執行できるかという問題が残る。

以上のとおり、新型コロナの影響により、日本国内でのデポジションは現状では困難である。日本国内に居住するデポジション対象者は、米国または第三国でデポジションを受ける準備が必要である。なお、多くの第三国では、米国大使館や領事館外でのデポジションが認められており、またウェブ会議形式のデポジションにもより柔軟に対応しているようである。

米国訴訟では、陪審裁判が憲法上の権利として認められているため、事実問題に関しては原則として陪審員の面前で集中的に口頭審理が行われる¹⁴。このような集中審理手続はトライアル (trial) と称される。ディスカバリーは、トライアルを適正公平に行うことを可能にするためのトライアルの準備である。口頭審理で行われるトライアルは、米国訴訟の根幹をなす手続ではあるが、新型コロナの影響で、トライアルをウェブ会議方式で行う訴訟も出てきている。そのため、日本企業はウェブ会議方式のトライアルが行われる可能性を想定して訴訟を遂行する必要がある。

¹³ さらに対応の難しい問題として、実際に米国の裁判所で係属中の訴訟につき、裁判官がこのような日本国でのデポジションの制約を尊重せずに、ウェブ会議方式でのデポジションを命じる場合がある。このような実態が現実に起こる可能性は否定できない。かかる場合には、裁判官の訴訟指揮に従い、ウェブ会議方式でのデポジションをせざるを得なくなる可能性がある。当然このような手続に従って下された外国判決が将来日本で執行できるか、という問題が残る。

¹⁴ ただし、両当事者が陪審裁判を求めない場合は、その限りではない。また、法律問題は裁判官が判断する原則となっており、陪審裁判での陪審員による審理の対象ではない。